

令和8年第1回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和8年1月28日 開会

令和8年1月28日 閉会

新十津川町議会

令和8年第1回新十津川町議会臨時会

令和8年1月28日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第2号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大島光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂下佳則君
--------	-------

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和8年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、深瀬美奈子議員。4番、三師優美議員。両議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
報告を求めます。  
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、議会運営委員会からの報告をいたしたいと思っております。

日時、場所、出席者につきましては、記載のとおりでございます。説明員として、寺田副町長、久保田総務課長にお越しいただきました。

協議結果でございます。

(1) 付議案件は、専決処分承認1件、令和7年度会計補正予算1件の計2件である旨、総務課長から説明を受けております。

(2) 令和8年第1回町議会臨時会の会期は、1月28日水曜日の1日間とする。

(3) 日程については、裏面に記載のとおり執り進めるということでございます。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

- 議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りとしたと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由と内容の説明を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第5号について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

3ページをお開きください。

専決第1号、専決処分書。令和7年度新十津川町一般会計補正予算第5号について、別紙のとおり専決処分をする。

専決年月日は、令和8年1月20日でございます。

専決を行った理由といたしましては、令和8年1月23日に衆議院を解散し、1月27日に衆議院議員総選挙を公示すると1月19日に表明があり、令和7年度新十津川町一般会計補正予算を緊急に補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。

続いて、5ページをお開きください。

別紙でございます。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,910万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

7ページから11ページは、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

これ以降の説明につきましては、副町長が申し上げますので、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） 改めまして、おはようございます。それでは、専決第1号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、16、17ページをお開き願います。

2款4項3目衆議院議員選挙費。補正額495万円。財源は、国道支出金784万5千円で、全額衆議院議員選挙費委託金、一般財源は289万5千円のマイナスでございます。一般財源のマイナス分は、この後説明いたします。13款職員費において計上しております人件費分の委託金を予算の編成上、この科目に一括計上していることによるものでございます。

内容を申し上げます。

1番、衆議院議員選挙事務495万円は、衆議院が令和8年1月23日に解散となり、来たる2月8日に第51回衆議院議員総選挙が執行されることになったことから、同選挙に必要な経費を計上するものでございます。

経費の内訳は、選挙に必要な選挙管理委員会開催経費、投票管理者、投票立会人、開票立会人等の報酬、投票入場券の郵送代、開票集計システムを始めとする各種機器の調整手数料、ポスター掲示場維持管理委託料のほか、事務用消耗品等を計上しております。

次に、18、19ページをお開き願います。

13款1項1目職員費。補正額289万5千円。財源は、すべて一般財源となりますが、先ほどの説明のとおり、衆議院議員選挙費に委託金を全額計上しておりますので、実質的な一般財源はゼロとなります。

内容を申し上げます。

1番、職員人件費242万円は、投開票事務に従事する職員への職員手当となります。

2番、会計年度任用職員人件費47万5千円は、期日前投票を始めとする選挙事務に従事する会計年度任用職員の報酬等となります。

次に、歳入でございますが、財源はすべて特定財源で、歳出で説明のとおりでございます。

以上、専決第1号、一般会計補正予算第5号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 2点お伺いさせていただきます。まず一点目ですが、報道では、この時期、ポスター掲示場の設置箇所を減らしたという自治体がありますけれども、本町の場合は、設置箇所数に変更はあるかどうかお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質疑にお答えいたします。

ポスター掲示場については、前回同様26か所というところで設置してございますので、

特に変更はございません。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 二点目にお伺いいたします。投票日が2月8日と短い期間で投票日を迎えることになりましたけれども、投票率が落ちないような取組ですとか、町民の方への周知ということは、どのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質疑にお答えいたします。

例年と変わらない形ではありますけども、選挙公報と同時に新十津川町選挙管理委員会からの投票に関わるものを出すものと、あとはホームページの方で実際に周知ということもあります。あと昨日、防災無線でも流させていただいてございます。それで今回、国の標準化に伴いまして、入場券が圧着式という形にちょっと変わることもありましたので、そういったことも含めて昨日周知させていただいております。そういった形ですと選挙公報のところでやっぱり周知させていただくしかないのかなというところでは進めてございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第2号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第2号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,339万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,249万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

22ページから26ページまでが第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通しのほどよろしく願いをいたします。

27ページの第2表繰越明許費補正の追加につきましては、物価高騰生活支援事業のうち、全町民1人当たり1万円分のとくとっぷポイントが入ったカードを交付するに際し、その交付時期が、令和8年度4月にかかることから繰越明許費を設定するものでございます。

なお、これ以降の説明につきましては、副町長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第2号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第6号の内容をご説明申し上げます。

このたびの補正については、物価高騰の影響を受けた町民の皆さんを対象とする支援事業について計上したいとするものでございまして、内容につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、34、35ページをお開き願います。

2款1項5目企画費。補正額6,339万円。財源は、国道支出金が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,413万7千円、一般財源925万3千円となります。

一般財源の計上につきましては、臨時交付金は、対象事業費のすべてに充当することが可能となっておりますが、今回の補正事業は、繰越しを想定した事業であり、仮に予算において対象事業費全額に交付金を充当し、実績が予算を下回る状況となった場合に交付金の返還といった事態が生じることから、今回は、確実な執行が見込まれる分までの充当とし、未充当分につきましては、一般財源による措置を行った上で、次年度の事業全体での調整を予定してございます。

内容の説明を申し上げます。

17番、物価高騰生活支援事業6,339万円は、昨年12月、国の補正予算において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が決定しましたので、これを活用しての町民生活支援事業を進めたいとするものです。

事業の実施に当たっては、町民の皆さんの生活支援はもとより、町内経済の下支えにもつながるよう新十津川ポイントカード会と連携した事業展開を進めることといたしました。

事業内容は、本年4月の時点で本町に住民登録のある方全員に対して、1人当たり1万円分の利用が可能なプリペイド式とくとっぷカードを作成し、配付するというもので、対象人数を6,150人と想定し、ポイント付与費用6,150万円を計上してございます。

この他事務費として、とくとっぷカードの郵送料147万9千円のほか、プリペイドカードの購入費31万円など、全体で189万円を計上しております。

なお、今後の日程につきましては、本事業専用のプリペイドカード作成に2か月程度を要することから、町民の皆さまへの配付は4月上旬から中旬頃となる見込みで、ポイントの使用期限につきましては、令和8年9月末日までの予定としてございます。

また、予算執行につきましては、27ページ、第2表繰越明許費補正のとおり、今年度の執行を予定しているカード作成分の費用35万4千円を除いた6,303万6千円を限度に、令和8年度に繰り越して執行することとしてございます。

次に、歳入の説明に移ります。

30、31ページをお開き願います。

15款2項1目1節総務管理費補助金。4番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,413万7千円は、今ほど説明いたしました物価高騰生活支援事業の特定財源で、本町に対する交付金全体額1億4,213万7千円の一部を予算計上したものとなります。

予算未計上分の交付金につきましては、令和8年度において交付を受けたいとして事業申請をしております。交付金の使途につきましては、次年度予算審議の際に詳細をご説明することとなりますが、参考までに予定している事業について申し上げますと、大きく2点ございまして、一つ目が、町民の皆さん、あるいは事業者の皆さん、両方の支援を兼ねまして、水道料の減免を予定しております。家庭用及び官公庁を除く事業用の水道基本料金を4月支払い分から令和9年1月支払い分まで10か月分を全額減免することとし、事業費は約6,800万円を見込んでございます。

もう一点が、事業者の皆さんへの支援として、物価高騰分をサービス価格に転嫁しづらい医療機関、社会福祉施設等に対して、エネルギー及び食糧費に係る高騰分の一部を支援するもので、事業費は約1,400万円を見込んでございます。

次に、32、33ページをご覧ください。

20款1項1目繰越金。番号1番、前年度繰越金925万3千円は、令和6年度会計からの繰越金の一部を補正財源として計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 今回の物価高騰生活支援事業でとくとっぷカードのポイントの支給ということなんですけれども、ポイントカード会の加盟店よりも、ふれあい商品券会の方が使えるお店、加盟店が多いというふうに伺っております。そこで執行側、行政の皆さんがこのやり方を選択した理由というのを詳しくお伺いしていきたいと思っております。

まず、今回作成するポイントカードの作成経費は31万円とのことなんですけれども、この既存のふれあい商品券を対象人数掛ける1万円分作成するとなった場合の経費をまずお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質疑にお答えいたします。

今実際にふれあい商品券の場合ということでございますけれども、特に見積り等なりは取ってございません。ただ経費については、ポイントカードよりも高いというところはあるんですが、ただ実際にその差額までは見ておりません。また、ここ物価高騰対策を進めていく上では、ふれあい商品券という形の選択肢は特に本町としては考えておらず、ポイントカード会への加盟も増えながら、その中で今度電子という形で、今新しい形で進めておりますので、そういった形での支援ということを進めていくということで、ここ何年かでそういった形で進めてございますので、今ふれあい商品を使うという選択肢は考えていないというところでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） ふれあい商品券は、それ以前のところで選択肢から外れたということで承知いたしました。

次に、今回ポイントカードを新たに作成するということなんですけれども、この既存の皆さんがお持ちのポイントカードに付与する形ではなくて、このプリペイド式のカードを作るという選択をした理由をお聞かせください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質疑にお答えいたします。

令和5年のときに、実際にバーコードというかポイントを付与するカードをお送りさせていただいて、それを店舗でスキャンングしてご自分のポイントに入れるという形をとってございましたが、やはり一度購入したときにやっていただければいいんですけども、なかなか店舗に一度行くというところでの手間ということもございましたので、そのカードをお渡しすることによって、そのカードですぐ利用できるということになるので、1回行かなくても済むというところと、店舗としてのポイントを付与するという業務が出てきますので、そういったことを勘案してやってございます。

また、実際に皆さんお持ちのカードにポイントを付与するというやり方なんですけれども、実際にその住まわれてない方ですとか、そういった方も全体に付与することにもなりますので、そういった部分では、今実際に町民の方というところで行きますと、実際に一度、今回配付するというところで町民の方にそういったポイントを付与できるのかなということで、そういった形をとってございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和8年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

（午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員